

令和5年度 集団指導  
指定居宅介護支援事業者

過去の指摘事例等を

踏まえた留意点

---

太田市福祉こども部 社会福祉法人監査室

# 事業所運営上の留意点

# 1. 指導監査の類型

---

介護保険サービスの指導監査は、

**サービスの質の確保** 及び **保険給付の適正化**

を図ることを目的とする。

- ① 集団指導：介護保険制度の改正内容、報酬の算定方法、指摘事例・工夫事例等について、講習形式にて周知徹底を行う。
- ② 運営指導：基準条例や報酬告示等を満たしているか、事業所に赴き、関係書類の調査や関係職員へのヒアリングにより行う。
- ③ 監査：著しい基準違反及び報酬の不正請求が疑われた場合等に、当該違反等の事実確認のために行う。

# 1. 指導監査の類型

---

## 指導と監査の違い

指導 … 利用者に対するサービスの質の確保・向上を図るため、制度管理の適正化や改善に向けての助言等を行う。

監査 … 指定基準違反や不正請求等が認められる（疑われる）場合に、行政処分も念頭に、その事実確認を行う。



【指導】



【監査】

## 2. 運営指導の重点項目

---

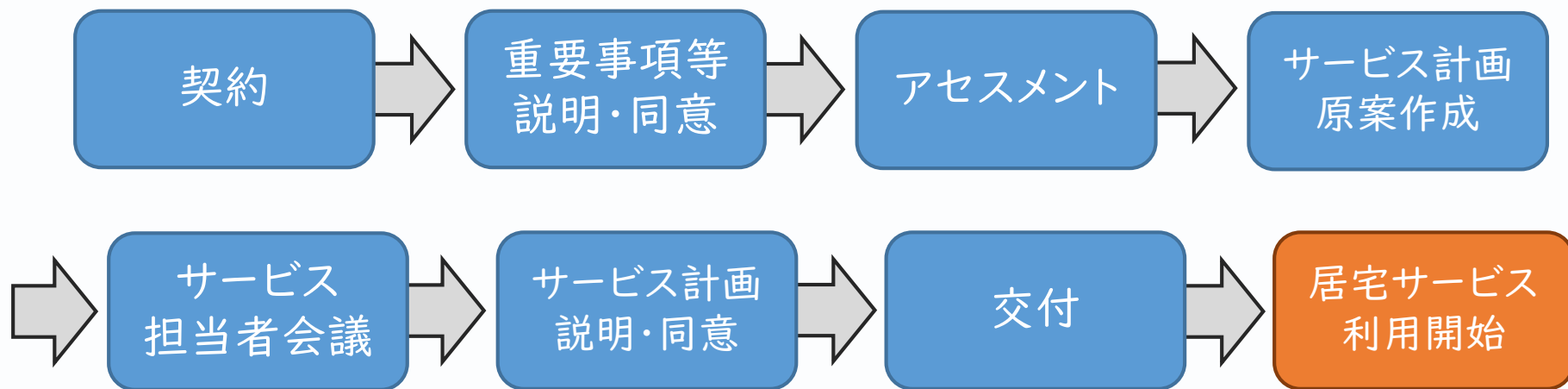
- ① 基準条例に規定する人員基準を満たしているか
- ② サービスの提供に当たって、「尊厳の保持」及び「自立支援」を基本方針とし、計画からサービス提供までの一連のプロセスを適切に行っているか
- ③ 報酬告示等に基づき介護報酬の請求を適切に行っているか

過去の指摘事例等を

踏まえた留意点

## 1. 「ケアマネジメントの流れ」について

居宅サービス計画の作成にあたって、一連のプロセスを正しく踏んでいること



### 【間違いやすい点】

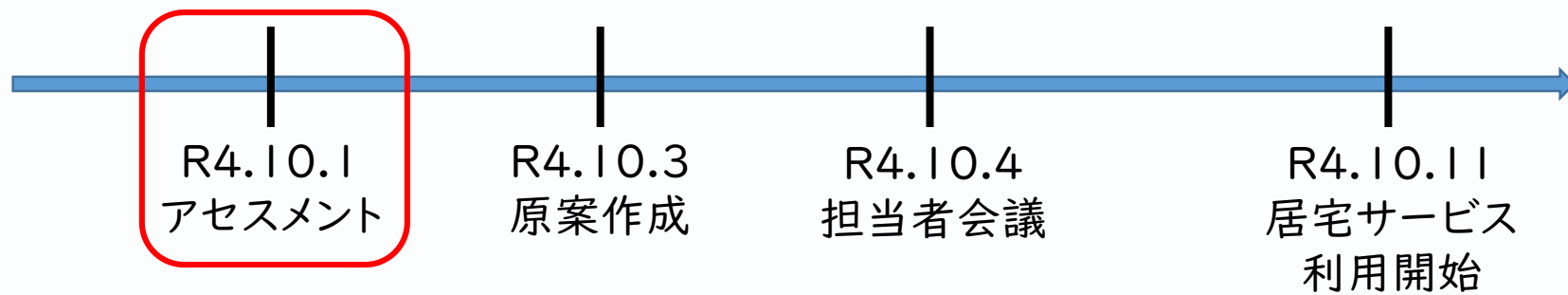
- ・重要事項等の同意を得る前にアセスメントを行っていた。
- ・担当者会議以前に居宅サービス利用が行われていた。

## 2. 「重要事項説明の同意」について（1）

指定居宅介護支援の提供開始に際し、あらかじめ重要事項等を記した文書による説明及び同意取得が必要

### 【間違えやすい点】

- ・重要事項の説明及び同意取得は、指定居宅介護支援の提供の開始（居宅サービス計画作成に係る一連のプロセスの開始）までに行われる必要がある。



上記の場合、**R4.10.1**までに重要事項説明及び同意取得が必要!



## 2. 「重要事項説明の同意」について（2）

---

指定居宅介護支援の提供開始に際し、文書交付による説明及び署名による同意を必ず得なければいけない事項

- ・ 利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること
- ・ 居宅サービス計画に位置付けた事業者等の選定理由の説明を求めることができること
- ・ 前6月間に作成された居宅サービス計画のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護がそれぞれ位置付けられた計画の割合及びそれらにおける同一指定居宅サービス事業者等の割合（上位3事業者）

遵守されていない場合、**運営基準減算**となるので注意すること！

### 3. 「サービス担当者会議」について

---

居宅サービス計画作成のため、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者を招集して行う会議で、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、計画の内容について担当者の専門的な見地から意見を求める

#### 【間違えやすい点】

- ・やむを得ない理由で担当者が出席しない場合は、担当者に対する照会等により意見を求めることができるとしているが、照会内容については記録し5年間保存すること。
- ・照会する場合は、サービス担当者会議前にすること。

## 4. 「医療サービスの位置付け」について

---

利用者が訪看、通リハ等の医療サービス利用を希望している場合、利用者の同意を得て主治の医師等に意見照会し、指示がある場合に限り居宅サービス計画に医療サービスを位置付けることができる

### 【間違いやすい点】

- ・主治の医師等に意見を求めた場合、居宅サービス計画を作成した際には、当該計画を主治の医師等に交付しなければならない。（交付の方法は対面のほか、郵送やメール等でも差し支えない）
- ・これらのやりとりは、支援経過等に記録しておくことが望ましい。

## 5. 「福祉用具貸与の位置付け」について

---

居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要があるか検証する

### 【間違いやすい点】

- ・居宅サービス計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載すること。
- ・継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合には、居宅サービス計画にその理由を記載する。

## 6. 「個別サービス計画の提出依頼」について

---

居宅サービス計画と個別サービス計画の連動性を高めるため、個別サービス計画の提出を求めることでその整合性を確認するとともに、居宅介護支援事業者とサービス提供事業者の意識の共有を図る

### 【間違えやすい点】

- ・サービス提供事業者から自主的に個別サービス計画が提出されなかった場合に、提出を求めている。（必ずしも受理しなければならないものでないが、連動性・整合性の観点からも、提出してもらうのが望ましい。）

## 7. 「個人情報同意」について

---

サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は利用者の家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない

### 【間違いやすい点】

- ・利用者の同意だけでなく、その家族（代表者）の同意も得なければならない。例えば、家族が遠方に住んでいる等であっても、個人情報を使用する場合は家族の同意を文書により得る必要がある。

## 8. 「従業員の秘密保持」について

---

従業員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない

また、事業者は、従業員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない

### 【間違いやすい点】

- ・介護支援専門員その他の従業員が、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するよう、従業員の雇用時に取り決める又は退職時に誓約書を交わすなどの措置を講じること。

## 9. 「研修の機会の確保」について

---

事業者は、介護支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を確保する

### 【間違いやすい点】

- ・研修の機会を確保しなければならない。(回数の規定なし)  
なお、研修のテーマ・内容については問わない。



## 10. 「運営規程」について

---

事業所ごとに、事業の運営についての重要事項に関する規程を定めること

### 【間違えやすい点】

- ・次に掲げる項目について定めていなければならない。
  - ① 事業の目的及び運営の方針
  - ② 職員の職種、員数及び職務内容
  - ③ 営業日及び営業時間
  - ④ 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額
  - ⑤ 通常の事業の実施地域
  - ⑥ 虐待の防止のための措置に関する事項
  - ⑦ その他運営に関する重要事項

## 11. 「変更事項の届出」について

---

指定（更新）時より申請内容に変更があったときは10日以内に、その旨を市町村長に届け出る

### 【間違えやすい点】

・次のいずれかの事項に変更があったときは、10日以内に市町村長に届け出なければならない。

- ① 事業所の名称、所在地
- ② 申請者の名称、主たる事務所の所在地
- ③ 申請者の代表者の氏名、住所及び職名
- ④ 申請者の登記事項証明書又は条例等
- ⑤ 事業所の平面図
- ⑥ 事業所の管理者の氏名、住所及び経歴
- ⑦ 運営規程
- ⑧ 介護支援専門員の氏名及びその登録番号

## 12. 「入院時情報連携加算」について

---

入院時情報連携加算：（Ⅰ）200単位 （Ⅱ）100単位

### 【間違えやすい点】

- ・算定基準となっている『入院してから情報提供するまでの日数』の考え方について、入院日を1日目として起算すること。  
(R1.9.20 群馬県通知より)

## 13. 「退院・退所加算」について

---

退院・退所加算：（Ⅰ）イ 450単位　（Ⅰ）ロ 600単位  
（Ⅱ）イ 600単位　（Ⅱ）ロ 750単位  
（Ⅲ） 900単位

### 【間違えやすい点】

- ・算定基準となっている『カンファレンス』の定義について、入院中の保険医療機関の医師又は看護師等が、在宅療養担当医療機関の医師若しくは看護師等、歯科医師若しくは歯科衛生士、保険薬剤師、訪問看護ステーションの看護師等（准看護師除く）、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、介護支援専門員又は相談支援専門員のうち、いずれか3者以上と共同して指導を行った場合、とされている。

# 【居宅】過去の指摘事例等を踏まえた留意点

**必須**

①
入院中の 保険医療機関
医師 又は 看護師等

**②～⑥ いずれか3者以上**

(※②③いずれか必須)

②
在宅療養 医療機関
医師 若しくは 看護師等

③
(②の指示を受けた) 訪問看護ステーション
看護師等 若しくは 理学療法士 若しくは 作業療法士 若しくは 言語聴覚士

④
居宅介護支援 事業所
介護支援 専門員

⑤
保険医
歯科医師 若しくは その指示を受けた 歯科衛生士

⑥
保険薬局
薬剤師

## 14. 「特定事業所加算」について（1）

---

当該事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること

### 【間違えやすい点】

- ・計画的に研修を実施するにあたり、個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等について、毎年度少なくとも次年度が始まるまでに計画を定めなければならない。  
なお、他の法人と共同で行う事例検討会、研修会等についても、同様に、計画を定めなければならない。

## 14. 「特定事業所加算」について（2）

---

本加算を取得した特定事業所については、毎月末までに、基準の遵守状況に関する所定の記録を作成し、2年間保存するとともに、市町村長から求めがあった場合については、当該記録を提出すること

### 【間違いやすい点】

- ・毎月末までに、当該記録を作成しなければならない。  
（様式⇒R3緑本P183）

## 15. 「特定事業所集中減算」について

---

前期は9/15までに、後期は3/15までに、全ての事業者は、所定の事項を記載した書類を作成し、減算に該当する場合については当該書類を市町村長へ提出し、該当しない場合についても当該書類は事業所において2年間保存すること

### 【間違いやすい点】

- ・当該書類を作成し、保存しなければならない。
- ・次に掲げる事項を記載していなければならない。
  - ① 判定期間における居宅サービス計画の総数
  - ② 訪問介護サービス等のそれぞれが位置付けられた計画数
  - ③ 紹介率最高法人が位置付けられた計画数並びに法人情報
  - ④ ③の割合
  - ⑤ ④が80%を超える正当な理由がある場合、その内容



## (補足)「軽微な変更」について

利用者の希望等による「軽微な変更」について、ケアプラン作成にあたっての一連の業務を省略することができる。

**軽微な変更** = (利用者の状況に変化がないことが前提で、)  
援助の方針・方向性が変更にならない程度のもの

【軽微な変更の例】 (※介護保険最新情報 Vol.155参照)

- ・サービス提供の一時的な曜日変更、週1回程度の回数増減
- ・単なる目標設定期間の延長(目標の変更なし)
- ・機能の変化を伴わない同一種目における福祉用具の変更
- ・目標を達成するためのサービス内容の変更 など

「軽微な変更」と判断した場合は、変更の事由、軽微な変更である理由、利用者・家族及びサービス事業者との調整の経緯や内容を支援経過に記録し、変更後の居宅サービス計画を交付すること。

## (補足)「適切なケアマネジメント手法」について

---

各介護支援専門員によるケアマネジメントの質のばらつきを是正するため、科学的なエビデンスに基づいたケアプランが誰にでも作成できるよう、そのプロセスや支援内容について整理・体系化を目指す。

期待されること … どの利用者に対しても、一定以上の水準が担保された（再現性の高い）ケアマネジメントを提供できる

**基本ケア**（高齢者の機能と生理を踏まえたケア）  
本人の生活の継続を支援する基盤となる支援内容

対象：全員



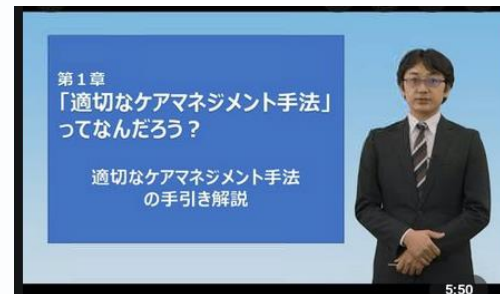
**疾患別ケア**（疾患の特徴を踏まえたケア）  
各疾患の特性に応じた支援内容

対象：該当者

## (補足)「適切なケアマネジメント手法」について

### 【公開資料】

- ・ 「適切なケアマネジメント手法」の手引き
- ・ ケアマネジメントにおけるアセスメント/モニタリング標準化  
(各疾患別)
- ・ 適切なケアマネジメント手法実践研修資料
- ・ (株)日本総合研究所のHP 及び 解説動画(YouTube)



## (補足)「生産性向上、ICT導入促進」について

厚生労働省では、介護現場の負担軽減を喫緊の課題とし、介護分野における生産性向上に資する取組を進めています。  
(介護保険最新情報 Vol.1089 令和4年7月20日)

### 介護現場における生産性向上の取組を促進させるための資料

- ・生産性向上ガイドライン
- ・生産性向上の取組推進スキル研修(動画等)
- ・「業務時間見える化ツール」「課題把握抽出ツール」
- ・介護分野における生産性向上の取組事例の紹介

### ICTの導入を促進させるための資料

- ・介護事業所におけるICT機器・ソフトウェア導入の手引き
- ・ICT導入・普及セミナー(動画)

※資料は厚労省HPに掲載されていますので、参考にしてください。

## 【参考資料】

- 条例:太田市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例(H30.3.16条例第12号)
- 規則:太田市指定地域密着型サービス事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所及び指定介護支援事業所の指定等に関する規則(H18.3.29規則第15号)
- 解釈通知:指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について(H11.7.29老企第22号)
- 報酬告示:指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準(H12.2.10厚生省告示第20号)
- 留意事項:指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(H12.3.1老企第36号)